# 一般事業主行動計画

教職員が仕事と生活を両立させ、その能力を発揮できるよう、働きやすい雇用環境の整備を

行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和８年１２月１日～令和１３年１１月３０日

２．目　　標　　男性の育児目的休暇の取得率を５０％以上とする

男性の育休取得率を８０％以上とする

フルタイム労働者のうち 25～35 歳の法定時間外労働の各月平均を 5 時間未満とする

３．対　　策　　令和８年１２月１日から

休暇（看護等・介護)・休業（育児・介護）を取りやすい環境づくりと情報提供に努める

１）休暇（看護等・介護)・休業の取得を促進する、出産等の届出があった際に

つど説明をする

２）教職員に所定外労働は管理者の指示で行うものと周知し、管理者は所属員の
所定外労働時間を把握し超過勤務が特定個人に偏らないように業務を分散させる。